

基本方針

- ①暮らしの安全を考え、避難や防災活動、日常生活の場となる「人」のための空間をつくります。
- ②ただし、整備によって地形が大きく変わるおそれのある部分については、現状の保全を優先します。特に大谷交差点から南は、複雑な自然地形と、沿道の緑や新旧の建物がつくりだしてきた独特の景観を損なわないようにします。
- ③自動車・単車のスピードを抑えるため、設計上の工夫とともに一般的な市街地よりも厳しい速度規制を設けるよう働きかけます。また、通行規制や環境規制などのルールについても関連部局と話し合いをすすめます。
- ④上記①～③の考え方のもと、以下の「歩行者の安全確保」「緊急車両等への配慮」の早期実現を図ります。

歩行者の安全確保

下代～大谷区間

- ⑤道幅を広げ、歩道をつくります。特に大谷交差点付近は、十分な歩行者空間を設けます。

大谷～山陽電鉄区間

- ⑥「基本方針②」を踏まえ、沿道に歩行者空間を設けます。
- ⑦通過交通を抑えるため、道路空間は歩行者が優先的に利用できる整備をおこないます。
- ⑧バリアフリーを心がけ、横断方向の段差や傾きを抑えます。
- ⑨あわせて、別の経路で連続した歩行者用の道を設けられるよう、地域で話し合いをすすめます。

高架下

- ⑩道幅を広げ、歩行者の安全対策を行います。

緊急車両等への配慮

- ⑪大谷交差点は、車の右左折時に渋滞がおこらないよう工夫します。
- ⑫緊急車両の通行に支障がないようにするとともに、公的交通に対応した回転地を高架下付近に設けます。